

一般社団法人 静岡県経営者協会 代表者 殿

静岡労働局長



企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

静岡労働局の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、静岡労働局・ハローワークでは、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう企業の皆様方に、ご理解とご協力を得るため、日々周知啓発活動を行っているところです。

特に、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）においては、社会的身分、門地、性的マイノリティであるなど不合理な理由で、就職の機会が制限されることを防ぐため、適正と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進することとされ、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）に基づいた、必要な取組を進めているところです。

しかしながら、実際の選考現場では、依然として面接や応募用紙等を通じ「本籍・出生地」や「家族」に関することなど、本人に責任のない事項や、宗教や支持政党など思想・信条に関わる事項を把握するなど、就職差別につながるおそれのある、不適切な事象が生じている状況にあります。

貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップクラスに対して労働局、ハローワークが行う研修会への積極的な参加、適正な応募用紙※の使用等について、各企業における正しい理解と認識の一層の浸透を図り、公正な採用選考が実現されるよう、貴団体傘下・会員企業に対し周知・啓発のご協力をお願い申し上げます。

※適正な応募用紙について

○指定している応募用紙を使用してください

・新規中学校卒業予定者については「職業相談票（乙）」、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一用紙」を使用してください。

○就職差別につながるおそれのある事項を除いた応募用紙の使用を推奨しています。

・新規大学等卒業予定者については、「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

・一般求職者については、「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

注）令和6年度に、上記「職業相談票（乙）」、「全国高等学校統一用紙」及び「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」の改定を行っています。

改定後の用紙は、下記の「公正採用選考特設サイト」からご確認をお願いします。

